

## 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）を改正することを勧告する。

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表（医療職俸給表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

##### イ 超過勤務手当について

(ア) 正規の勤務時間を超えてした勤務（人事院規則で定める勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その60時間を超えた時間に対しては、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時ま

での間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給すること。

- (イ) 2の(1)により(ア)による超過勤務手当の支給に代えて勤務することを要しない日又は時間を指定した場合において、その指定した日又は時間に職員が勤務しなかったときは、(ア)の60時間を超えた時間のうち当該日又は時間に対応するものとして人事院規則で定める時間に対しては、当該時間につき、勤務1時間当たりの給与額に(ア)の割合から1箇月について60時間を超えなかったとした場合の割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しないこと。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成21年12月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

b 特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.45月分とすること。

(イ) 平成22年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。再任用職員については、6月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

エ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を35,200円とすること。

## 2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

- (1) 各省各庁の長は、1の(2)のイの(ア)により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の支給に代えて、人事院規則の定めるところにより、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務することを要しない日又は時間として指定することができるものとする。
- (2) (1)により勤務することを要しない日又は時間を指定された職員は、当該日又は時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこと。
- (3) (1)により勤務することを要しない日又は時間が指定された勤務日等については、代休日を指定することができないものとする。

## 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

### (1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

#### ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

### (3) その他

2の(1)及び(2)は、裁量による勤務をする第1号任期付研究員には、適用しないこと。

#### 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

##### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

##### (2) 特定任期付職員の期末手当について

###### ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

###### イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

#### 5 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給すること。

(1) (2)に掲げる職員以外の職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるもの、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員（以下「減額改

定対象外職員」という。)を除く。) 100分の99.76

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
行政職俸給表(二)	1 級	1号俸から68号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
専門行政職俸給表	1 級	1号俸から40号俸まで
	2 級	1号俸から8号俸まで
税務職俸給表	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
公安職俸給表(一)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
	3 級	1号俸から32号俸まで
	4 級	1号俸から16号俸まで
公安職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
海事職俸給表(一)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで

海事職俸給表(二)	1 級	1号俸から64号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
教育職俸給表(一)	1 級	1号俸から32号俸まで
	2 級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1 級	1号俸から44号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から12号俸まで
研究職俸給表	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
医療職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(三)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から40号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
福祉職俸給表	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から28号俸まで
	3 級	1号俸から4号俸まで
第1号任期付研究員 に適用される俸給表	—	1号俸
特定任期付職員に 適用される俸給表	—	1号俸

## 6 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)のイ及びウの(イ)、2、3の(2)のイ及び(3)並びに4の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

### (2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のウの(ア)、3の(2)のア又は4の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、(ア)に掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額及び特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同

月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

イ 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。